

年金あれこれ

安心して学生生活を送るために

【学生納付特例制度】

平成21年度に学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成22年度も同じ学校に在学される方につきましては、送られる学生納付特例申請書（ハガキ）に必要事項をご記入の上、返送することにより、平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）についても学生納付特例申請を行うことができます（学生証の写しなどを添付する必要はありません）。

ただし、在学中に20歳に到達し学生納付特例を希望される方、在学される学校に変更のある方など、学生納付特例申請書（ハガキ）が送られていない方は、窓口での申請が必要となりますので、手続きを行って下さい。

学生には、学生本人の前年の所得が118万円（給与収入で約194万円）以下の場合、保険料の納付が卒業まで猶予されます。

〈しかし、以下の点に注意が必要です！〉

- ①この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。
- ②10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。
- ③障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
- ④毎年度申請が必要です。（一部不要）

保険料を納めるのが経済的にキビしい30歳未満のかたへ

【若年者納付猶予制度】

30歳未満の第1号被保険者のかたには、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をし、承認されると保険料の納付が猶予される制度があります。

〈しかし、以下の点に注意が必要です！〉

- ①この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。
- ②10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。
- ③障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
- ④申請が必要です。



保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～子どもの体力低下が止まらない！～

子どもの体力は1985年を境にして現在まで低下が続き、最近になってもその傾向に大きな変化はありません。今の子どもがこのまま成長しても、今の大人たちと同程度の体力までとても達することができないのでは、といわれています。

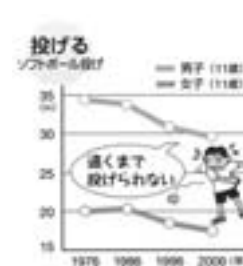
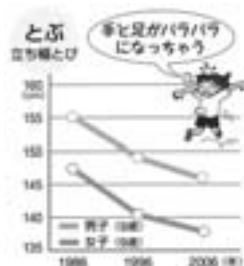
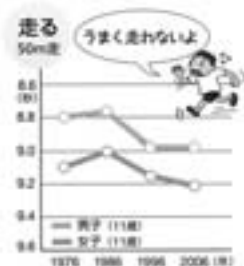
○体格はアップ、体力はダウン

今の子どもは、お父さんやお母さんの子どもの頃よりも全体的に背が伸びて、体格がよくなっています。

11歳の場合を例にあげると、30年前(1976年)と比べて、男子では身長が3cm・体重が3.4kg、女子も身長で2.6cm・体重が2.7kg上回っています。

しかし、30年前に比べてソフトボール投げは男子で4.9m、立ち幅跳びも20年前と比べて約9cm短くなっています。言い換えれば今の子どもには体の成長にみあった体力や運動能力の発達がみられないということになります。

(元気アップ親子セミナーブック「TOUCH」抜粋)



年齢別子どもの平均体格

男子			女子		
年齢	身長	体重	年齢	身長	体重
6歳	116.6cm	21.6kg	6歳	115.7cm	21.1kg
7歳	122.5cm	24.2kg	7歳	121.7cm	23.6kg
8歳	128.3cm	27.4kg	8歳	127.4cm	26.6kg
9歳	133.6cm	30.9kg	9歳	133.5cm	30.1kg
10歳	138.9cm	34.5kg	10歳	140.2cm	34.2kg
11歳	145.1cm	38.8kg	11歳	147.0cm	39.5kg
12歳	152.6cm	44.9kg	12歳	152.0cm	44.4kg

(文部科学省「学校保健統計調査」2006年度調査結果より)